

社会保険等に参加または脱退された方の国民健康保険の手続き

社会保険等に参加または脱退された本人及び配偶者や被扶養者については、国民健康保険の手続きが必要です。

届け出をしないと、医療給付を受けられなくなることもありますので、加入または脱退された方は、必ず14日以内に届け出するようお願いします。

◎届 け 出 先…お住まいの市区町村の窓口(建設国保や医師国保などの国民健康保険組合加入者の国民健康保険の手続きは当該国民健康保険組合)

◎持参するもの…健康保険被保険者証または裏面の「連絡票」などの取得・喪失を証明できるもの
印鑑・身分証明書・個人番号通知カード(個人番号カード)

就職された方へ

**社会保険等に参加した場合には
国民健康保険の資格喪失届の提出が必要です。**

- 1 社会保険に参加しているにもかかわらず、国民健康保険の保険証で病院にかかった場合、後日国民健康保険から医療費の返還を求められることがあります。
- 2 すでに、社会保険に参加していても、国民健康保険から脱退する届け出をしないと、国民健康保険税がかかることとなります。(届け出後に精算されます。)

退職された方へ

**社会保険等を脱退した場合には
国民健康保険の資格取得届の提出が必要です。**

- 1 国民健康保険税は、届け出を提出した日でなく資格が発生した日(健康保険等の資格喪失日)の属する月からの算定になり、加入の届け出が遅れた場合に国民健康保険税はさかのぼって課税されます。
- 2 退職後すぐに他の事業所に就職して引き続き社会保険に参加した場合は、届け出は不要です。
- 3 退職後の社会保険の任意継続を選択した場合は、届け出は不要です。(ただし、国民年金への切り替えが必要です。)

※ 社会保険等の事務手続きをされても、国民健康保険の取得や喪失は自動では行われません。 別途手続きが必要となりますのでご注意ください。

※ 手続きなどの詳細は、健康推進課国民健康保険係までお問い合わせ下さい。

TEL : 0 2 2 4 - 2 2 - 1 3 6 2